

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、
県立病院の診療費等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営
企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づ
き告示する。

令和3年4月1日

福島県病院事業管理者 阿部 正文

- 1 委託した事務の範囲及び内容
県立病院の診療費等に係る一部の未収金の収納事務
- 2 委託する相手方
名 称 弁護士法人舘野法律事務所
所 在 地 東京都渋谷区渋谷2-16-8南雲ビル2階・4階
代表者氏名 舘野 完
- 3 委託開始日
令和3年4月1日
- 4 委託する事務の範囲
原則として未収発生から6ヶ月以上経過した医業未収金の管理回収事務